

特別研究員-DC1、DC2 各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 杉野 剛

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員（DC1、DC2）
の採用期間の延長に係る研究奨励金の支給について（通知）

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員（DC1、DC2）の採用期間の延長に関する取扱いについて（通知）」（令和4年8月31日付学振養第109号）（以下「採用期間に係る特例通知」という。）においては、令和4年度に採用期間が終了する予定の特別研究員（DC1、DC2）を対象として、採用期間の延長に関する特例取扱いを通知したところです。

当該通知では、「延長前の採用期間（DC1：3年間、DC2：2年間）をもって研究奨励金の支給は完了します」としておりましたが、この度、当該採用延長期間中の研究奨励金の追加支給に必要な経費について盛り込まれた令和5年度政府予算案が12月23日に閣議決定され、財源確保に関する一定の目途が付くこととなりました。

ついては、このことに伴う「採用期間に係る特例通知」の補足事項等を、下記のとおりお知らせしますので、ご確認をお願いいたします。

記

（1）研究奨励金の支給額について

本特例取扱いに伴う採用延長期間について研究奨励金を支給します。当該研究奨励金の額は、延長期間において適用される額となります。

（2）学位の取得等に伴う手続きについて

採用期間の延長中に「博士の学位を取得」または「単位取得満期退学」等した場合は、採用期間の延長は終了しますので、「採用期間に係る特例通知」の「2（1）学位の取得等に伴う手続きについて」に記載のとおり、採用後の学位取得等による資格の変更（DCからPDへの資格変更）は行いません。

特別研究員は、「博士の学位を取得」または「単位取得満期退学」等の見込みが判明した時は、当該見込みを事前に本会へ電子メールにて連絡してください。

また、博士の学位の取得等が確定した後、受入研究機関の事務局を通じて、速やかに「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う採用延長期間終了届」（別記様式3）を本会へ電子メール

にて提出してください。

(3) 対象者について

「採用期間に係る特例通知」の発出の後、採用期間の中断（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う採用期間の中断含む）を申請し、採用終了日が令和5年4月1日以降となった場合も、採用期間の延長を申請することができます。

(4) 研究専念義務について

採用延長期間中においても研究奨励金が支給されることから、「採用期間に係る特例通知」の「1（4）研究専念義務及び資格」に記載のとおり、採用延長期間において適用される年度の「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」で定める「報酬受給の制限」が適用されます。

(5) その他

新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした長期履修制度による在学期間についても、本特例取扱いによる「大学が延長を認める在学期間」として取り扱います。

本取扱いに関しご不明な点などは、本件照会先までお問い合わせ下さい。

【本件照会先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課
e-mail: yousei3@jsps.go.jp TEL:03-3263-4998